

看家広報

# はなえみ

no.  
134

Hanaemi Bimonthly  
2020.07

公益社団法人  
日本看護家政紹介事業協会

- Special Interview 仲介者の役割と責任の構築を 神林 龍さん
- Bimonthly Report 家事支援サービスに期待する 4
- 紹介所の取り組み 紹介所の家事支援サービスでの取り組み②

一橋大学経済研究所教授 神林 龍さん

## Special Interview

### 仲介者の役割と責任の構築を



フランスからのリモート取材インタビューで、神林教授は「IT化が進んでも伝統的な方式は必ず生き残る」と語ります。

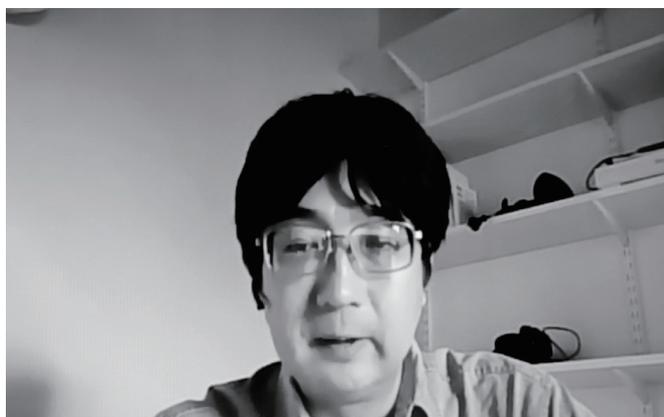
#### 労働経済学を専門に研究 20年に及ぶキャリア

神林 経済協力開発機構(OECD)コンサルタントとして、いま私はパリにいます。フランスでも新型コロナの広がりは日本の状況とあまり変わらず、まだ収束はみえていない状況なのですが、フランスの人々はバカンスの予定に余念がないようです。

自分はといえば、2000年に東京大学大学院経済学研究

科博士課程を修了した後、20年近く労働経済学を専門に研究してきました。とくに日本の労働市場の80年代から90年代を中心に、失業、賃金格差、解雇規制などをデータを中心に見てきました。

職業紹介関係では2つくらい関心の柱がありまして、1つは戦前期の職業紹介が制度的にどう展開してきたのかに興味をもってきました。もう1つは、2000年前後に技術的にインターネット紹介ができるようになって、職



業紹介のあり方が大きく変わったのではないかという点に関心をもってきました。

## 職業紹介と結婚紹介は あまり変わらないのでは

——職業紹介についての歩みを教えてください。

**神林** 戦後、民営の職業紹介は、政令指定職種以外禁止されていました。1997年に解禁になり、労働市場で私的な職業紹介がどんな役割をもつかに注目が集まりました。

私がどのような職業紹介の仕方が望ましいか調べてわかってきたことは、大正時代から職業紹介はほとんど変わっていないということでした。

少し古い映画ですが、『あゝ野麦峠』の世界を考えてみてください。戦前の製糸業は仲介業者を通じて工女を募集していました。映画にも描かれたように、いろいろ問題はありましたが、仲介業者や紹介業者は必要とされていました。国は公営の職業紹介事業を広めようとしたが、なかなかうまくいきませんでした。民間には身元紹介機能があり、その機能が重視されたからです。そういう意味でも、結婚相談所と家政婦紹介所は非常によく似た経緯を辿ってきたと思います。仲人ならではのマッチングのよさや役割があり、家政婦紹介所も所長さんならではのマッチングのよさがあることがわかります。

——なぜ、仲介者の存在が問題になっているのでしょうか。

**神林** 昔からあったのに何で議論するのかと思うのですが、仲介者の存在はここ数年クローズアップされています。グーグル、アマゾン、ウーバーを典型に、仲介者と呼ばれる存在が大きな力をもつようになりました。社会は、プラットフォームは取引に対してどう責任をもつべきなのか、どう規制するべきかといった問題に神経をとがらせています。人を紹介するという行為も本質的には同じ問題が潜んでいるでしょう。これからの仲介はプラットフォームの動向抜きに話は進められません。

## 仕事の方法や条件の ばらつきに対応する

——紹介事業に何か新しい試みがあれば教えてください。

**神林** プラットフォームが出てきて大きく変わったように見えますが、この業界は昔から同じことを続けてきています。もちろん、たとえば紹介を担う人材という面では世代が変わってくることはあると思いますが、家政婦(夫)を使ってどのような仕事をこなさせるかに関しては、今も昔もあまり変わりません。でも、各ご家庭のやり方や条件が変わってきていて、仕事の方法や条件がばらついてきているのは間違いないでしょう。そのばらつきに細かく対応しないといけないと思います。

仕事がばらついてきたときに、対応方法は大きく2つに分かれるでしょう。1つは、仕事をできるだけ細切れにして、その組み合わせを変えることでばらつきに対応しようという考え方ですが、これが意外に面倒なんです。

スマホのアプリを駆使したところで、こまごましたお願いは、自分が別々のアプリでそれぞれお願ひしないといけません。まるで自分がマネージャーになったようです。

これに対して、伝統的なやり方が「全部お願いします」

という丸投げ方式です。家政婦（夫）さんに権限委譲するわけですが、これが意外に効率的なのです。

こうした丸投げ方式は生き残る余地が必ずあります。いかにうまく丸投げを受け止めることができるかを考えることが、新しい試みにつながるのではと思っています。

## 今は家政婦（夫）のほうが年上 求人者が年下

—ご家庭の要望にどのように応えたいのでしょうか。

**神林** 今の家政婦（夫）さんは求人者より年上です。昔は求人者のほうが年上でした。だから求人者がマネージャーで、その手足で家政婦（夫）さんが働くかたちだったのです。

今は逆転して、家政婦（夫）さんのほうが年上で、ご家庭のアドバイザー的な役割を果たすことが多くなりましたので、手足として働くことしか考えていない人はうまくやっていけないかもしれません。調理ができればいいというだけでなく、家庭の状況によって調理の仕方を自分で考えて、提案するようになることが重要だと思います。家政婦（夫）さんは多くの場合、自分より年下のご家庭を援助することになると思うので、そういう立場であることを前提に、単純なサービス提供者以上であるように努力しておくということがいいのではないかと思います。

このあたりの能力を重視して、ご家庭の要望とマッチングすることが、民間のビジネスのポイントになるのではないのでしょうか。

## 仲介者の役割と責任を どう構築していくのか

—今後の課題として皆様へのアドバイスをお願いします。

**神林** アドバイスする立場ではないのですが、協会はもう少し存在感を強くしたほうがいいのではと思っています。

す。仲介者を束ねる機関として、仲介者はどうふるまうべきか、どう責任をとるべきなのか、規範を作っていくことが重要です。

業界としてこれに失敗すると、ビジネスそのものが立ちゆかなくなる可能性すらあると考えたほうがよいでしょう。

## 2段プロセスで 試験を考えるといい

—家政士検定試験への対応についてお聞かせください。

**神林** 家政士検定試験の試みはいいと思います。

検定試験によって、仕事が標準化され、サービスの質に基準ができますので、ご家庭も物事を頼みやすくなると思います。

疑問があるときにも、基準や標準からどれだけ外れたかで、判断できるようになります。

ウェブ経由で簡易的な認定試験を作って、家政婦（夫）登録する際に受けていただき、本格的な試験は後に、という2段プロセスを考えるといいかと思います。



### profile\* 神林 龍 (かんばやし・りょう)

一橋大学経済研究所教授。1972年生まれ、長野県出身。2000年東京大学大学院経済学研究科博士課程修了後、東京都立大学助教授、スタンフォード大学経済学部客員研究員などを歴任。2015年4月より現職。博士(経済学)。専門分野：労働経済学。19世紀末から20世紀初頭の長野県諏訪地方の器械製糸業における女性労働市場を取り上げ、諸制度について理論・実証両面から考察。同時に、労働市場における仲介機能、職業紹介について注目し、両大戦間期の民間職業紹介のあり方と公営職業紹介の発展のプロセスを研究。日本の労働市場の成立に関わる歴史的研究を東京大学に博士論文として提出した。おもな著書に『正規の世界・非正規の世界——現代日本労働経済学の基本問題』（慶應義塾大学出版会、2017）などがある。

# 家政婦紹介所の家事支援サービスの先進事例とポイント

特集「知っておきたい」シリーズは、家事支援サービスを取り上げます。最終回は、家政婦紹介所による家事支援サービスの先進事例のご紹介と留意点です。

## 求人ニーズの把握

### 1 労働条件だけでなく、 家庭の状況等も含めて

#### 丁寧に聞き取り、ニーズを把握

求人者からの問い合わせ・事前相談は、要望内容が多岐にわたったり、「人を紹介してほしい」「家政婦（夫）が対応可能な仕事の範囲はどこまでか」と漠然としていたりするというケースがある一方で、介護保険で対応できない利用者ケアなどのように、依頼内容があらかじめ整理・具体化されているケースもあります。

また、家事専門代行業者と家政婦（夫）の違いが理解されていないと思われる問い合わせもみられるようです。

こうした問い合わせや事前相談を通じて、求人者の希望する労働条件や仕事の内容のほか、家族構成、日常生活や住居の状況等についても聞き取り記録するとともに、求人者の口調、質問への応答の様子などにも注意を払い、どのような技能、仕事ぶり、性格の家政婦（夫）が求めら

れているのか把握に努めています。

求人者からの問い合わせ・事前相談がメールの場合も、どのような求人者か把握するため、必ず電話による聞き取りを行っている紹介所もあります。

求人申し込みのための詳細な様式や料金案内等をホームページに掲載することは、求人者による希望条件の整理・具体化を促進することに役立っています。

### 2 求人者へのアドバイス等を 通じた求人条件の明確化

求人者の希望する仕事内容から見込まれる所要時間、仕事の予定の組み立て方、介護保険サービスとの組み合わせ等について、求人者にアドバイスしながら、求人条件の具体化をサポートしています。

また、その過程で、就業時間を明らかにオーバーするような仕事量、専門的な清掃、高所など危険を伴う作業といった家政婦（夫）が対応できない事項を仕事内容としないよう求人者にお願いしています。

### 3 求人内容を明確にするための 確認

求人条件に適合する家政婦（夫）の選定と採用後の円滑な就業のために、就業現場の現状把握等も含めて求人内容をできるだけ明確にすることが重要です。このため、当初の相談で把握した情報を吟味し、必要があれば求人者への再ヒアリングを行っている紹介所もあります。

また、事前訪問をすることにより、就業現場の状況を把握することで仕事内容の確認、一層の具体化を図ったり、トラブル防止のため貴重品の管理の仕方等を実地に求人者にアドバイスしたりしている紹介所もあります。

紹介所が就業現場における器物破損や安全上のリスクを事前に察知し、家政婦（夫）が安心して働けるようにするために役立っている紹介所もみられます。

### 4 求人受理に当たっての 求人者への説明

求人受理に当たっての求人者への説明では、紹介所の役割は家政婦（夫）をあっせんすることであり、求人者が雇用主となることについて十

分に理解を得ることが、求人者による的確な雇用管理を促進するうえで重要と考えている紹介所が一般的です。

また、紹介所が自ら、または看家協会が作成したパンフレット、資料等を活用して、紹介手数料、賃金、交通費、苦情対応、個人情報保護等について説明が行われています。そうした中で、賃金等の支払い方や食事・休憩時間の確保、家政婦(夫)の使用の仕方など、より具体的な雇用管理について、説明・助言を行う場合もあります。

こうしたプロセスを経て、求人者の希望条件が具体的に明確化したら、求人受理となりますが、受理に際して、紹介所の働きかけにより求人条件の調整を行うことが必要な場合もあります。

## 採用までの手順

### 1 紹介対象者の選定

紹介対象となる家政婦(夫)の選定は、技能等が仕事に合うかどうかはもちろん、通勤時間や働ける日、仕事ぶり等の観点からも行われてい

ます。

特に、家事支援サービスという日常生活を求人者とともにする仕事の性格上、求人者と家政婦(夫)との相性も重視されています。技能面で不十分と思われても、相性が合っとうまくいくケースもあります。

### 2 採用面接に向けた求人者、紹介所間の調整

家政婦(夫)を紹介するに際して、職務経験も含めて得意・不得意両面を求人者に説明している紹介所がみられます。その理由としては、求人者が家政婦(夫)の不得意な面も理解していないと、仕事ぶりを評価するうえで誤解が生じやすいこと、不得意も含めて家政婦(夫)をどのように活用するか求人者に考えてもらいたいこと等が挙げられています。

一方、紹介する家政婦(夫)の評価は求人者に委ね、介入しないという紹介所もあります。こうした紹介所では、たとえば「新規の仕事の場合、就業の初日または1週間後に、求人者に電話やメールにより、または直接挨拶に行き様子を伺っている」といったように、紹介後のフォローアップに力を入れているところ

もみられます。

求人条件と家政婦(夫)の希望条件との調整も紹介所の重要な役割であり、実際に就業希望時間帯の変更について求人者に持ちかけ、理解が得られているケースもみられます。

さらに、実際に就業してみないと相性等でわからない部分もあるので、トライアルとして短時間雇用してみることを求人者に勧めている紹介所もあります。

### 3 求人者による選考

採用面接に臨むに当たって、家政婦(夫)が履歴書を持参するようにしている紹介所もあります。そういった紹介所では、「履歴書があると求人者が家政婦(夫)の経験を客観的に判断できる」と評価しています。以前の就業先の個人情報を除いた職務経歴のわかる資料を用意することは、求人者の的確な採否判断を促すことに役立つでしょう。

また、採用面接の実施については、求人者が複数の家政婦(夫)から選定することを希望する場合があります、そういった場合でも、家政婦(夫)の心情を考慮して1人ずつ紹介し、複数同時の面接は行わないといった

## 家政婦紹介所の家事支援サービスの先進事例とポイント

配慮をしている紹介所もあります。

三者面談については、必ず実施して顔合わせをし、求人者と家政婦(夫)の相性を見極め等を行っている紹介所と、求人者からの要望がない限り行わないという紹介所があります。行わない理由は、求人者に直接の雇用主であるという自覚を持ってもらうため、あるいは、家政婦(夫)が紹介所の従業員であるという誤解を避けるためといったことが挙げられています。

### 雇用契約

#### 1 求人者が家政婦(夫)に

##### 安心して働ける環境を提供

##### するための契約

面接の際に求人者が、家政婦(夫)の持参した紹介所発行の紹介状などに記載された内容を確認して了解すると、その時点で雇用契約が成立します。

その際、求人者と家政婦(夫)との間で賃金や仕事の内容、労働時間などの労働条件をよく確認し合い、お互いに納得のうえで働けるようにすることがたいへん重要です。

そのためにも、労働条件を明示した契約書を取り交わすことが望ましいといえます。

雇用契約の締結は、求人者と家政婦(夫)との当事者間で行われるのですが、家政婦(夫)が安心して働けるようにするなどの観点から、紹介所が必要に応じ雇用契約の結び方について求人者にアドバイスしていくことも重要です。

なお、雇用契約を結ぶ際に、求人票に記載した労働条件を変更する場合は、求職者に変更内容を書面等により明らかにする必要がありますので、変更の必要が生じた場合は、できるだけ速やかに紹介所にも連絡するよう求人者に依頼しましょう。

#### 2 求人者が

スムーズに  
サービスを  
受けられるよう  
にするため  
の留意点

雇用契約を結ぶに当たって、休憩時間、昼食のルールや、家財道具の取り扱い方などについても、あ

らかじめ求人者と家政婦(夫)との間で確認しておくことが、スムーズにサービスを受けられるようにするうえで重要です。

また、禁忌事項やアレルギー等の安全管理事項などについては、紹介所でも把握するようにするものの、求人者から家政婦(夫)にも直接伝えるようお願いしている場合が多いようです。

### 就業に関する注意と配慮

#### 1 仕事の指示

求人者に対し、「ご利用案内」と



いった文書も活用しながら、貴重品の管理や専門的な掃除、危険を伴う作業などの家政婦(夫)が行えないこと、就業時間が長くなる場合は休憩時間・場所の確保等が必要なことなど、仕事の指示を行ううえでの注意点を求人受付の相談時や紹介の事前訪問の際に説明、お願いしている紹介所が多くみられます。

家政婦(夫)が仕事で自己流に陥ることを防止するため、求人者宅において1から仕事の段取りを教えるよう求人者をお願いしている紹介所や、家政婦(夫)が要求どおりの仕事ができるようになるまでは一定の期間を要することを求人者に繰り返し説明している紹介所もあります。

家政婦(夫)に対する仕事の指示の仕方について紹介所が説明、アドバイスすることも円滑な就業のために重要です。

## 2 勤務時間・賃金管理

勤務時間の管理については、「勤務時間表」「勤怠管理表」「タイムシート」等に家政婦(夫)が実績を記入して紹介所に提出し、紹介所から求人者に報告するなどの方法により行われています。

紹介所によっては、賃金締切日後、1週間以内に支払うよう求人者をお願いしているところや、賃金支払いが遅れている場合、紹介所が求人者と家政婦(夫)の間に入って事態の解消を図っているところもあります。

## 3 金銭や貴重品の管理

求人者宅の金銭については、トラブル防止の観点から、どの紹介所も、家政婦(夫)に対してルールを明確に示すように求人者にアドバイスしています。

たとえば、一定額を超える振込みや支払いを行わないことや消耗品等の使用状況も含めて金銭の出入りの記録を取ることを求人者をお願いしている紹介所があります。

また、貴重品については、求人者が責任をもって管理をするようお願いするとともに、管理の方法についてアドバイスしたりもしています。

## 4 安全への配慮

家政婦(夫)が安心して仕事をするができるよう、危険な作

業をさせないなど、雇用主としての安全への配慮について求人者に理解を求めることも重要です。

## 5 家政婦(夫)のモチベーション

求人者が家政婦(夫)との円滑なコミュニケーションに配慮したり、タイミングよく感謝の気持ちを伝えたりすることにより、家政婦(夫)の仕事に対する意欲がさらに高まり、一層、質の高いサービスを受けることが可能になります。

こうした観点から、場合によっては家政婦(夫)との接し方について紹介所から求人者にアドバイスしていくことも重要です。

### 【出典】

(公社)日本看護家政紹介事業協会『家政婦(夫)紹介所の家事支援ハンドブック』(2018年度厚生労働省委託事業)より



### ▶年金制度改正法が成立

2020年3月3日に、第201通常国会へ、厚生労働省から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が提出され、5月29日に参議院本会議で可決成立、6月5日に公付されました。

改正案は、はなえみ第130号（2019年11月）に掲載した在职老齢年金制度の改正などを内容とするもので、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直しなどの措置を講ずることを目的としています。

改正のおもな内容は、次のとおりです。

- ①短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き上げる（現行500人超→100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））。
- ②60歳から64歳に支給される在职老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（賃金と年金の合計額：現行28万円→47万円（2022年4月））。
- ③現在60歳から70歳の間となっている年金受給開始時期の選択肢を60歳から75歳の間に拡大する（2022年4月）。
- ④確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する（2022年4月、5月等）。

### ▶2020年度の第2次補正予算成立＝資金繰り支援の強化や雇用調整助成金の上限額引き上げ＝

新型コロナウイルスの感染拡大対応の追加対策を盛り込んだ本年度第2次補正予算案が第201通常国会において、6月12日に成立しました。第2次補正予算のポイントは、次のとおりです。

#### ①企業に対する資金繰り支援

- ・直近1カ月の売上高が前年か前々年と比べて5%以上減少した中小企業向けの実質無担保・無利子融資額

の上限を第1次補正予算の3億円から6億円に拡大

- ・新型コロナの影響を受けた新興企業や再建に取り組む企業を対象に最大7.2億円の劣後ローンを供給
- ・5～12月のいずれか1カ月の売上高が前年同月比半減、または連続する3カ月の売上高が前年同期比3割減の中小企業や個人事業主を対象に家賃（テナント料）の3分の2を6カ月分支給

#### ②休業労働者の支援

- ・新型コロナの影響で仕事の減った企業が従業員を休ませる場合に支払う休業手当に対する助成（大企業は4分の3、中小企業は10分の10）を行う雇用調整助成金の従業員1人当たりの上限額を従来の1日8330円から1万5000円に引き上げ
- ・休業手当が支払われない中小企業の休業従業員を対象に、休業前の賃金の8割を国が直接支給

#### ③医療従事者への慰労金

- ・新型コロナ患者を診療した医療機関や検査所の医療従事者に20万円、同患者を受け入れる体制をとったものの診療にいたらなかった医療機関の従事者に10万円、それ以外の病院や診療所、訪問看護ステーションの従事者には5万円をそれぞれ支給

#### ④フリーランスへの支援

- ・新型コロナの影響で事業収入が急減するなどした個人事業者に最大100万円を支給する「持続化給付金」について、これまで対象から外れていた「給与所得」や「雑所得」として収入を確定申告しているフリーランスも支給対象に追加

#### ⑤ひとり親世帯への追加給付金

- ・児童扶養手当等の受給をしているひとり親世帯および同手当を受給していないものの新型コロナの影響で一時的に収入が減少したひとり親世帯を対象に5万円、子どもが1人増えるごとに3万円ずつ支給
- 一般会計の歳出規模は約32兆円と補正予算としては過去最大。必要な財源は、全額、国の借金である国債の追加発行でまかなわれます。



# INFORMATION

## 看家協会のうごき

### »褒章受章者からの喜びの声

有限会社 トータルサービス御殿場  
代表

武藤 武子

令和2年、春の叙勲に際し、受章の栄に浴しまして身に余る光栄と存じます。世界的な新型コロナウイルス対応で大変なときにご推薦を賜りました、公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会様には厚く御礼申し上げます。

助産師をしていた母が第2次世界大戦終戦時期に、満州から私を連れて引き揚げてきたところから私の人生は始まります。

昭和35年、「これから先、自分と同じように苦勞されている女性に働ける場所を」「病院に入院されている方への助けになれば」と、母は家政婦紹介所をスタートさせました。そんな母の力になりたいと、高校生だった私も共に紹



介事業に携わり、母と2人で「身分の保障のない家政婦に保険制度を」と各団体の皆様に御力添えをいただきながら、保障制度の充足に奮闘した日々を懐かしく思い出します。

私は、御協会が精力的に事業展開しておられる「家政士資格」の今後の発展に期待しております。家政婦（夫）の活動の場は、社会の変化に伴い変容しています。かつては病院や施設を活動の場としていましたが、在宅介護へと移行し、次なる活動の場は“家庭”であると考えています。そして、その次なる活躍の場は「家政士資格」であると思うのです。私としましては、この資格制度を紹介所の主力事業として未来に役立てていきたいと考えております。

これまで支えて下さったすべての方々への感謝の気持ちを忘れず、今後の業界の発展をお祈り申し上げます。

## 2020年度「家政士」検定試験のお知らせ

2020年度の「家政士」検定試験は、次のとおりの日程で実施いたします。

●2020年 8月3日(月) 受験案内の公表  
10月16日(金)～24日(土) 検定試験前講習会  
11月14日(土) 学科試験/実技試験  
2021年 1月29日(金) 合格発表  
1人でも多くの家政婦(夫)さんが受験されるよう、周知や働きかけをお願いいたします。

検定試験前講習会の受講を希望される方は、10月2日(金)までに、「検定試験前講習会申込書」を当協会に、郵便、FAX、メールのいずれかの方法でお送りいただけます。

受験を希望される方は、10月16日(金)までに、「家政士検定試験申込書」を当協会へ郵送していただきます(FAX、メールは不可)。

# 紹介所の家事支援サービスでの取り組み L家政婦紹介所の場合（近畿ブロック）

12

厚生労働省からの委託事業「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」（2017年度）によるヒアリングで収集した、家政婦紹介所の12の事例について、シリーズで取り上げていきます。

今回は最終回、近畿ブロックのL家政婦紹介所を紹介いたします。



## ❖求人の開拓・確保にホームページ、ケアマネ、障害者施設へのPRなど知恵を絞る

L家政婦紹介所は、家政婦（夫）紹介業と訪問介護事業を兼業しています。

求人の開拓・確保についてはホームページの効果が大きく、ホームページを通じた求人依頼が増加しているそうです。

また、ダイレクトメールなどを家庭、施設、病院に発送しています。

近年は、固定電話のない家もあるので、高齢者向けの電話帳広告はスペースを4分の1ページに縮小していて、紹介所がなくなっと思われないためにだけ出しているとのこと。

入院患者が退院して在宅での看護、介護に移行する場合や知的障害者施設の入居者が入院する場合などで保険外の支援や付き添いが必要となるケースなどに、家政婦（夫）の求人に結びつくこととなるよう、ケアマネジャー、知的障害者施設に対して紹介所のPRを行っているとのこと。

## ❖求職者の確保のためにさまざまな工夫

求職者の確保は、ホームページによるほか、求職登録している家政婦（夫）に友人・知人の紹介を求めています。家政婦（夫）からの紹介は、信頼のおける人が多いそうです。

これに加えて、2週間に1回、女性週刊誌に募集広告を掲載しています。全国から問い合わせがあり、紹介先も九州、四国、本州など広範囲にわたっているとのこと。さらに、個別の求人ニーズに適合する家政婦（夫）を紹介するため、新聞の折り込みチラシで急募することもあります。

また、労働局に申請して、L紹介所の「サービス内容・取扱い職種」「特徴的な取り組み」などを記載

したリーフレットをハローワークの窓口においてもらい、ハローワークの求職者の応募を期待しているそうです。

## ❖家政婦（夫）のマネジメント

訪問介護事業を兼業しているため、ほとんどの登録家政婦（夫）が訪問介護ヘルパーとしても働いています。ヘルパーの資格をもっていない登録家政婦（夫）には、資格保持をすすめることもあるそうです。ヘルパーが初めて家政婦（夫）として働く場合は、看家協会制作のDVD視聴などにより、家政婦（夫）とヘルパーとの違いをよく理解してもらうようにしているとのこと。

家族不在のなか1日24時間の泊まり込みで見守りや介護をする場合などは、介護ノートに食事、排泄、痰の吸引等の日々の記録を付けるほか、家政婦（夫）の業務日誌にその日行った家事の内容を記録し利用者の確認印をもらい、トラブルの防止を図っています。

## ❖家政士資格と紹介所の課題

家政士資格取得についてはさまざまな機会を捉えて積極的にPRしています。家政士資格をどのように賃金に反映させるかが課題です。勉強時間を確保するため、休暇を取得できるように求人者に説明に行くこともあるとのこと。家政婦（夫）に対して検定試験の説明をしっかりとできるよう、紹介責任者も受験させ、合格したとのこと。求人者と交渉し資格取得のタイミングで賃金を引き上げてもらった例が2件あるそうです。家事代行業者から、家政婦（夫）への求人の乗り換えがあります。家政婦（夫）のほうが費用的に安くつくからです。今後の課題は、こうした紹介所のメリットについてPRの拡充が必要と考えているそうです。



## 投稿欄

### ★新型コロナウイルスの影響

ここ群馬県伊勢崎市では4月頭からクラスターの発生した介護施設のお蔭で、介護保険事業所は軒並み大きな影響を受けました。

弊社にとって良い面は新型コロナウイルスについて学び、予防と備えがしっかりできたこと。悪い面は就労のキャンセルが3件出たことです。その内2件は施設への派遣、ご家族からではなく施設からの通告でした。この頃は、各施設とも外部の人は入れないという方法で感染予防をしていたので、家政婦（夫）派遣はまっ先に切られてしまったのです。1件は風評被害のため「濃厚接触者の支援をした人がある紹介所の人は来てくれるな」と言われ、就労が停止になってしまったのです。市内では最初の頃の感染者でしたので「濃厚接触者の支援をしていた人がある」紹介所というだけで、本人とは何も関係がないのに忌み嫌われてしまったようです。

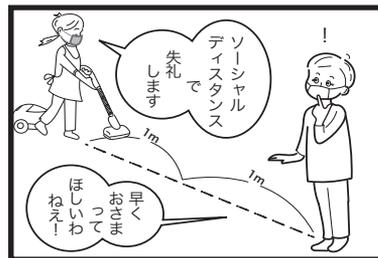
幸いなことに、他のご家庭からはそのような話はなく、現在も家政婦（夫）の紹介、就労は継続しています（A.K.）。

### ★みなさまからのお便りをお待ちしています！！

お便りとご意見やご要望などは、看家協会事務局（E-mail : post@kanka.or.jp）、ミズ総合企画（E-mail : mizmail@sepia.ocn.ne.jp）まで、郵送の場合は右段下記の住所宛てにお寄せください。

#### 編集委員会（50音順、◎印委員長）

古賀道、酒井ひろみ、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、望月幸代



## はなえみ日記

### 第30回



## 編・集・後・記



例年ですと、6月の総会が終了し、紙面は、総会特集になる予定でした。編集後記も総会に関する内容に終始するところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、総会は延期になりました。

今号は、神林龍教授にフランスからリモート取材をさせていただき、家政婦（夫）紹介事業の新しい試みについて、たいへん有意義なお話をうかがうことができました。

WITHコロナの日常が続きますが、皆様くれぐれも気を付けてお過ごしください（編集委員・酒井ひろみ）。

### はなえみ134号

Hanaemi Bimonthly 134

2020年7月25日 発行

発行：公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会  
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2  
TEL：03-3353-4641 FAX：03-3353-4326  
URL：http://kanka.or.jp/  
E-mail：post@kanka.or.jp

制作協力：株式会社 ミズ総合企画  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-27-4 ナカヤビル202  
TEL：03-5467-4530 FAX：03-5467-4282  
E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp

# Kanka Calendar

8月 augustはづき

1	土
2	日
3	月 家政士検定試験受験案内の公表
4	火
5	水
6	木
7	金 立秋
8	土
9	日
10	月 山の日
11	火
12	水
13	木
14	金
15	土
16	日
17	月 家政士検定試験受験申込みの受付開始
18	火
19	水
20	木
21	金
22	土
23	日 処暑
24	月
25	火
26	水
27	木
28	金
29	土
30	日
31	月 二十十日

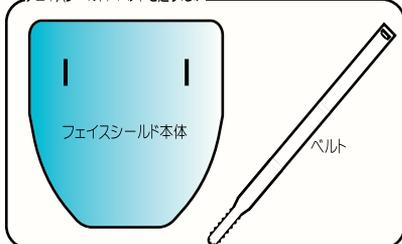
9月 septemberながづき

1	火
2	水
3	木
4	金
5	土
6	日
7	月 白露
8	火
9	水
10	木
11	金
12	土
13	日
14	月
15	火
16	水
17	木
18	金
19	土 彼岸
20	日
21	月 敬老の日
22	火 秋分の日
23	水
24	木
25	金
26	土
27	日
28	月
29	火
30	水

## 組み立て型フェイスシールド

医療・介護施設 食品 接客業などで大活躍

フェイスシールドにバンドを通すだけ



### 視界良好

高透明PPシート（ポリプロピレン樹脂）を使用しているため、視界がクリアです。

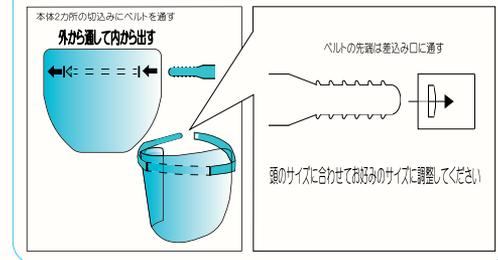
### 除菌ができる

アルコール除菌ができるので繰り返し使えます。

### 保管が楽！

シールドとバンドが分かれているのでコンパクトに保管が可能です。

### 簡単組み立てタイフ！



### <注意事項>

- 直射日光、高温多湿を避けて保管してください。
- 角などで手を切らないようにご注意ください。
- 簡易的な組み立て式の為、強く引っ張ったりしますと結合部分が破損する場合がありますのでご注意ください。

仕様	材質:PP 高透明 0.2mm
	本体サイズ:縦 275mm × 横 320mm
	バンドサイズ:縦 35mm × 横 645mm

受注生産のため、数量で価格に変動があります。

お気軽に下記にお問い合わせ下さい。



株式会社 フジ製作所  
東京都台東区小島 1-6-11  
TEL: 03-3862-6951